

生徒の学習評価及び進級、卒業に関する規程

県立泡瀬特別支援学校・高等部

1 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立高等学校管理規則第34条(学習の評価)、35条(単位認定)及び第39条(卒業又は修了の認定)の規程に基づき、評価・評定、単位認定、進級認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(1) 学習の評価は学習効果と個人または全体の困難点を診断して一定の期間にわたる学習の成果を判定するもので生徒の勉学への努力の資料とする。

(2) 各教科科目の評定及び単位の修得の認定はこの規程の定めるところに従って行い、校長の承認を得なければならない。

2 学習評価、単位認定、進級及び卒業認定に関する規程

特別支援学校学習指導要領 第8章 特別支援教育

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由障害者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下と同じ。)に対して幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける事を目的とする。

(成績評価)

第2条 成績の評価は絶対評価とし、定期考査、豆テスト、制作物及び実技、研究物、レポート、宿題、平素の学習態度等、出席状況(出席点)に基づき総合的に行い、100点法をもって評価する。

(1) I課程・・・上記のとおり。

(2) II課程・・・教科指導形態の評価は、文章表記と「◎、○、△」を用いる。またその他の評価は文章表記とする。

(3) III課程・・・評価は、文章表記とする。

(4) IV課程・・・評価は、文章表記とする。

2 原則として成績評価は定期考査と学習態度及び提出物点、出席点、実技及び実習等を加算し、平均60点を標準とする。

(評価の割合)

第3条 各学期の評価項目の点数配分は次の表を基準とする。

1	定期考査、その他臨時的に行う考査の成績点	40～80程度	%
2	学習態度及び提出物点	20上限	
3	出席点	20上限	
4	実技及び実習等	20上限	

(学年評定)

第4条 学年評定は、各学期の成績を平均して評価し5段階で行い、100点法との換算は概ね次のとおりにする。

◎○△	5段階法	百点法	目標達成の程度
◎	5	80～100	特に高い程度に達している
	4	65～79	高い程度に達している
○	3	50～64	おおむね達成している
	2	35～49	達成が不十分である
△	1	34以下	達成が著しく不十分である

(考査・試験)

第5条 この規程で「考査」とは学校が年間計画に従って行う定期考査をう。

(1) 1学期(5月、7月)、2学期(10月、12月)はそれぞれ中間、学期末の2回行い、3学期は学年末(2月)に1回行う。

(定期考査を受けない生徒の扱い) ※臨時考査について

第6条 正当な理由により考査を受けることができなかった生徒については、当該科目担任により、定期考査に代わる試験等の機会を与えるものとする。

2 定期考査に代わる試験等を受けた生徒に関しては、その得点をもって欠けた考査の得点とする。

3 定期考査に代わる試験等が行われない場合は、受験した中間又は学期末の8割を参考に見込み点をあたえることができる。

4 ある学期の定期考査のすべてを受けなかった生徒に対しては、他の学期の平均得点を参考に見込み点を与えることができる。

5 ある学期の定期考査が実施されていなく、いずれかの理由で受験、定期考査に代わる受験を受けなかった場合には当該科目担任により課題等の機会を与え、考査の得点とする。

(1) I課程・・・上記のとおり。

(2) II課程・・・II aは上記のとおり。II b、II cは下記のとおり。(生徒の実態に応じて定期考査を行っても良い。)

(3) III課程・・・定期考査を実施しない。日々の学習の成果をする。

(4) IV課程・・・III課程に同じ。

第7条 定期考査を次のいずれかの理由で受験しない場合は、当該科目の得点は0点とする。

(1) 正当な理由がなく、考査を受けなかった場合。

(2) 不正行為があった場合

(3) 答案を提出しない場合。

(追認考査)

第8条 1学年においては単位が取得できなかった科目(3月)。2学年においては、前学年で単位保留科目を有する生徒に対して、7月と12月と3月。3学年は、前学年前々学年で単位保留科目を有する生徒に対して7月と12月と3月。また、卒業判定会議後の追試は3年次履修科目を対象とする

第9条 卒延者に対しては、卒業式後に追認考査を行う（1，2，3年の履修科目対象）。ただし、1，2，3月の当該追試申し込みをした生徒に限る。

2 追認考査による評定の修正は「2」とし、職員会議を経て学級担任が行う。
（補充授業）

第10条 当該教科・科目の出席時数が、当該学期の授業の3分の2に満たさない者に対しては、科目担任は補充授業を行うことができるものとする。

2 当該教科・科目の出席時数が当該学年度の授業時数の授業の3分の2に満たさない者に対しては、科目担任は補充授業を行うことができるものとする。

（1）病気等、正当な理由による欠課についてのみ補充ができるものとする。

（2）前項による補充授業等によって出席時数の不足分が補われた生徒は当該教科・科目の履修を認める。

（単位修得の認定）

第11条 校長は、次の各号に該当する生徒については、成績判定会議においては、単位の修得を認定する。

（1）当該教科・科目の学習成績の評定が「2」以上である生徒。

（2）当該教科・科目の出席時数が、授業の3分の2以上である生徒。

（当該生徒の健康状態を考慮し、判定会議の中で校長が判断する。）

（3）病気等、正当な理由による欠課である生徒。

2 追認考査による単位取得の認定も前項のとおりとする。

第12条 次の各号の一に該当する生徒に対しては、単位修得の認定を保留（以下「単位保留」という）する。

2 当該教科・科目の学習成績の評定が「1」である生徒。

3 当該教科・科目の出席時数が、授業の3分の2以上に満たない生徒。

（当該生徒の健康状態を考慮し、判定会議の中で校長が判断する。）

（1）Ⅰ課程・・・上記のとおり

（2）Ⅱ課程・・・各学年の定めた総授業時数等の履修状況、健康状態、学習の様子から、学部会において校長が認定する。

（3）Ⅲ課程・・・Ⅱ課程に同じ。

（4）Ⅳ課程・・・Ⅱ課程に同じ。

（履修）

第13条 この規程で「履修」とは、学校の定める教育課程の教科・科目の授業及び特別活動に当該学年を通して参加し、その出席時数の3分の2以上あることをいう。

（進級認定）

第14条 校長は次の各号に該当する者に対しては進級を認める。

2 学校が定める当該学年の教育課程をすべて履修した者。

3 当該学年の出席日数が出席すべき日数の3分の2以上の生徒。

（当該生徒の健康状態を考慮し、判定会議の中で校長が判断する。）

（1）Ⅰ課程・・・上記のとおり

（2）Ⅱ課程・・・学部会において校長は、各教科、各領域、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間の成果がその目標からみて満足できるものについて各学年の修了の認定する。

（3）Ⅲ課程・・・Ⅱ課程に同じ

（4）Ⅳ課程・・・Ⅱ課程に同じ。

(卒業認定)

第 15 条 校長は学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で、特別活動及び自立活動を履修しその成果がその目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定する。

2 必履修科目とは、高等部学習指導要領第 1 章総則第 2 節第 2 款第 2 の 1 (1) に示されているものとする。

(1) I 課程・・・上記のとおり

(2) II 課程・・・校長は学校が定める卒業までに必要な履修単位数及び総授業時数、各教科、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間の成果がその目標からみて満足できるものについて、卒業を認定する。

(3) III 課程・・・II 課程に同じ。

(4) IV 課程・・・II 課程に同じ。

3 考査に関する規程

(実施教科・科目)

第 16 条 定期考査は全教科目実施することを原則とする。ただし、実施を伴うのはその限りではない。また、III 課程、IV 課程においては定期考査を実施しない。日々の学習の成果をする。

(問題作成)

第 17 条 定期考査は、教科科目の目標からみてより妥当な問題を 100 点満点で作成し、平均点がおおむね 60 点になるよう配慮する。

(職員心得)

第 18 条 定期考査の実施に関わる関係各職員の心得は、次の各号に掲げるとおりとする。

2 教務

(1) 定期考査前に「考査に関する規程」、必要事項を職員に明示し考査実施の円滑を図ること。

(2) 考査期間は全科目、期間が長くなならないよう集中して実施すること。

3 教科科目担任

(1) 考査問題の印刷、保管、部数の点検、問題は各教科担任の責任で行うこと。

(2) 考査問題等は、考査実施前に準備しておくこと。

4 学級担任

(1) 学級担任は、当該学級の生徒に対し第 20 条「考査の受験心得」について事前指導を行う。

(代筆の心得)

第 19 条 定期考査の代筆心得は次の各号に上げるとおりとする。

(1) 身体障害により、時間延長の配慮は 10 分とする。

(2) 大学入試センター試験の受験特別措置を参考にし考査を配慮する。

(考査の受験心得)

第 20 条 定期考査の受験心得は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 考査中は物品の貸し借りや、勝手な移動、座席変更は認めない。

(2) 不正行為は絶対に禁止する。

(3) 答案提出は、考査修了の合図で行う。

(4) 考査期間中、職員室、準備室への生徒の入室は原則としてこれを禁止する。

(考査の監督心得)

第 21 条 定期考査の監督心得は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 監督は事前に第 5 条「定期考査の受験心得」を十分に掌握しておくこと。
- (2) 考査中は不正行為の未然防止に努め、監督として業務に専念すること。
- (3) 考査終了後は、速やかに答案を回収すること。

(不正行為の取り扱い)

第 22 条 不正行為を発見した場合は、次の各号に掲げるところにより処理する。

- (1) 不正行為の事実 (共同行為、ほう助行為を含む) が認められた場合は、その科目は 0 点とし、その行為は考査期間終了後指導するものとする。
- (2) 答案を即座に取り上げて解答を中止させ当該生徒を退室させる。
- (3) 退室させられた生徒は次の校時からの受験を認める。
- (4) 取り上げた答案用紙は、他の答案用紙と一緒に科目担任に提出する。(補充等も含む)
- (5) 不正行為の状況を科目担任に説明し、学級担任及び生徒指導部に連絡する。(補充等も含む)

附則

この附則は一部改正により平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(生徒の学習評価及び進級、卒業に関する規程の見直し)